

## 2016 年 AOSSG 年次総会会議報告

### I. はじめに

アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体においては、2009 年 11 月にアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) が組成されており、日本 (企業会計基準委員会 (ASBJ)) も 2010 年 9 月から 2011 年 11 月まで第 2 代議長国を務める等、その活動に積極的に参画している。2015 年 11 月に開催された第 7 回年次総会より、韓国<sup>1</sup>が議長国、中国が副議長国となっている (任期: 2 年間)。本報告書では、2016 年 11 月に開催された第 8 回年次総会の概要を紹介させていただく。

### II. AOSSG 年次総会の開催

2016 年 11 月 29 日、30 日に、ニュージーランドのウェリントンにて、第 8 回 AOSSG 年次総会が開催された。今回の年次総会には、16 の法域<sup>2</sup>から総勢 60 名程度が参加した。IASB からは、Hans Hoogervorst 議長、Sue Lloyd 副議長、Wei-Guo Zhang 理事、鶯地隆継理事が参加したほか、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスから竹村ディレクター他が参加した。ASBJ からは、小野委員長、小賀坂副委員長、川西常勤委員、川西ディレクター、西田アシスタント・ディレクター、山口専門研究員が参加した。

今回の会議は、次の予定表に沿って行われた。

	議題	担当
2016 年 11 月 29 日		
1	議長及び開催国による挨拶	韓国、ニュージーランド
2	IASB の活動状況	IASB
3	開示に関する取組み	韓国、ニュージーランド
4	共通支配下の企業結合プロジェクトの調査結果	香港
5	マイナス金利	日本
6	利用者の情報ニーズに関する調査	ニュージーランド
7	IFRS のアドプシヨンの影響	韓国
8	IFRS のアドプシヨンの影響	オーストラリア

<sup>1</sup> 本報告書において、会計基準設定主体の表記は、ASBJ を除き、法域名 (国又は地域名) のみを記載している。

<sup>2</sup> 今回の年次総会に参加した法域は、韓国 (議長国)、中国 (副議長国)、日本、オーストラリア、カンボジア、香港、インドネシア、マカオ、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナムの 16 の法域であった。

2016 年 11 月 30 日		
9	AOSSG 戦略計画	韓国
10	AOSSG WG サーベイ	韓国
11	概念フレームワーク	日本
12	公正価値測定	中国
13	IFRS の適用状況	スリランカ
14	IFRS の適用状況	タイ
15	IFRS の適用状況	日本
16	テクニカルサポートタスクフォースの運営 (IFRS 第 9 号と IFRS 第 15 号)	韓国
17	イスラム金融機関の財務諸表の分析	マレーシア
18	総括等	IASB、中国、韓国

はじめに、AOSSG 議長の韓国の Jee In Jang 委員長より開会の挨拶があった。また、開催国のニュージーランドからは、ニュージーランドの会計基準設定主体の Graeme Mitchell 議長の歓迎の挨拶の後、同国の Paul Goldsmith 商務・消費者問題大臣より基調講演があり、高品質な財務報告こそが重要であり、この AOSSG の年次総会はその貢献のための良い機会であるとのスピーチがあった。

今回の年次総会においては、IASB で審議されているプロジェクト等について、各会計基準設定主体による見解について意見交換や質疑応答が行われた。以下、主な議論について概要を記載する。

### (1) IASB の活動状況

IASB の Sue Lloyd 副議長、Wei-Guo Zhang 理事、鶯地隆継理事より、次の項目について IASB の活動状況のアップデートが報告された。

- 保険契約
- 資本の特徴を有する金融商品
- 概念フレームワーク
- 重要性に関する実務記述書

この中で、IASB の Sue Lloyd 副議長からは、保険契約プロジェクトはもうすぐ終了するところであり、新基準である IFRS 第 17 号「保険契約」(仮称) が来年前半に公表される見込みであること、また、資本の特徴を有する金融商品プロジェクトについてもディスカッション・ペーパーが来年に公表される見込みであり、関係者へのアウトリーチを行うことが重要であるとの説明があった。

その後の質疑応答においては、保険契約に関する移行リソース・グループの設置について質問があったが、現時点ではまだ何も決まっていないとの見解が IASB の Sue Lloyd 副議長から示された。

## (2) 開示に関する取組み

IASB によって審議が行われ、ディスカッション・ペーパーの公表に向かっている開示原則プロジェクトについて、AOSSG の財務諸表の表示及び開示ワーキンググループ(以下「WG」という。)リーダーである韓国の代表者がリードするかたちで議論が行われた。議論にあたって、韓国の代表者から、IASB における開示に関する取組みに関するこれまでの審議の経緯、開示原則に関するディスカッション・ペーパー(案)の内容について説明がなされた。その上で、①効果的なコミュニケーションの原則と②財務諸表における業績指標の利用の2つが検討項目として提示され、ブレイク・アウト・セッションとして3つのグループに分かれての議論の後、各グループのリーダーが議論のサマリーを紹介した。

まず、①効果的なコミュニケーションの原則については、IASB と規制当局との連携が重要であるという見解やある種のフォーマットの提供がルールベースのガイダンスと捉えられる懸念があるとの見解の他、当該原則には様々な性質のものが混在しているため、その性質により組織化することにより理解可能性が高まるのではないかとの提案が紹介された。次に、②財務諸表における業績指標の利用については、IASB が営業利益を定義することにおおむね賛同する見解が示されたが、その際にはプリンシプルベースの定義にすべきであるとの見解が紹介された。

## (3) 共通支配下の企業結合プロジェクトの調査結果

IASB によって審議が行われている共通支配下の企業結合のプロジェクトが概念フレームワークの改訂後に再開されることが見込まれていることから、その議論に貢献するために、香港の代表者がリードするかたちで議論が行われた。

議論にあたっては、現状、共通支配下の企業結合が IFRS 第3号「企業結合」の範囲外とされているため、現在改訂中の概念フレームワークを踏まえて理論的にどのような会計処理が考えられるか、3つのケース(非公開企業における組織再編、上場企業の組織再編、IPO 目的の組織再編)をもとに意見交換が行われた。また、香港が現在進めている共通支配下の企業結合に関する調査プロジェクトについてもその内容が紹介された。

議論においては、まず組織再編の対価に関して、その支払いにあたりアームレングスルールの適用があるかどうかで会計処理に違いが出るのではないかという見解が示された。また、各法域の会計基準には共通支配下の企業結合に関するガイダンスを設けているところが多く、3つのケースそれぞれの会計処理の考え方について様々な見解が示

された。最後に、香港からは、今後のステップとして、共通支配下の企業結合の会計処理について、どのような方法が最も適切か将来の AOSSG 会議で議論したい旨の提案がなされた。

#### (4) マイナス金利

マイナス金利環境下での会計上の論点について、日本 (ASBJ) の代表者がリードするかたちで議論が行われた。マイナス金利の会計上の論点については、すでに IFRS 解釈指針委員会で議論が行われているものがあるものの、日本においては退職給付債務の割引率における論点が存在しており、退職給付債務をマイナスの割引率で割り引くことに賛成する考え方と割引率にゼロの下限を設けることに賛成する考え方がそれぞれ紹介された。

議論においては、マイナス金利の経済的な本質は現金の保管コストや現金を使わないことについての一種の税金コストにあたるのではないかという見解が示される一方で、退職給付債務の割引率については、何も調整をしていない年金資産の評価との一貫性を重視することや実際にマイナス金利を回避するためにそれだけの現金を保有することは現実的ではないことから、ゼロの下限を設けることなくマイナスの割引率をそのまま適用することになるのではないかとの見解が示された。

#### (5) 利用者の情報ニーズに関する調査 (ニュージーランド)

ニュージーランドの会計基準設定主体は、ニュージーランドの資本市場で活動している営利企業に対する情報ニーズについて利用者に対して調査を行っている。当該調査の目的はニュージーランド国内で活動する企業と国際的に活動する企業では利用者の情報ニーズが異なるのかどうか、また、IFRS により作成された財務諸表が利用者の情報ニーズを満たしているかどうかを確認することにある。

調査結果によると、ニュージーランド国内で活動する企業と国際的に活動する企業では利用者の情報ニーズは大きく異ならず、76%の利用者が IFRS に準拠して作成された財務諸表は有用であると考えているということが示された。また、この調査を受けて、ニュージーランドの代表者からは財務諸表の改善のためのいくつかの提言がなされた。

その後の質疑応答においては、報告書の中でも規制当局にとってはキャッシュ・フロー計算書の有用性が比較的低いという調査結果に参加者の関心が集まっていた。

#### (6) IFRS のアドプションの影響 (韓国、オーストラリア)

IFRS をアドプションしている韓国及びオーストラリアの会計基準設定主体は、自国に IFRS のアドプションをしたことによりどのような影響があったかについて、関係者への質問等を通じて調査を実施している。

韓国の調査結果については、韓国の代表者から、IFRS のアドプションにより、会計基

準が統合されて財務諸表の比較可能性が向上したことや政治や規制からの会計基準の独立性が確保されたが、期待されたほどの資本コスト等の減少は見られず、短期的なコストがベネフィットを上回るなど不十分な点が見られたことが報告された。

一方、オーストラリアの調査結果については、オーストラリアの代表者から、IFRS をアドプションした際には多額のコストが生じたものの多くの業種で IFRS への移行は合理的にスムーズに行われたこと、現在では IFRS に準拠するコストは減少していること、オーストラリアでは非営利企業にも IFRS が適用されていることから問題が生じていることが報告された。

議論においては、韓国の調査結果に関して、IASB の代表者からは、IFRS のアドプションにより短期的なコストがベネフィットを上回る点には驚かないが、欧州での調査と異なり、韓国では資本コストの減少が見られなかったという点には驚いたとの見解が示された。これに対して、韓国の代表者からは韓国が低金利の環境下であることも資本コストの減少を確認できなかったことの原因の 1 つではないかとの見解が示された。

#### (7) AOSSG 戦略計画及び WG サーベイ

AOSSG の議長国である韓国の代表者より、2014 年の AOSSG 年次総会で承認された 2015 年-2019 年の戦略計画に関連して、この 1 年の主要な進捗が報告された。韓国の代表者は、(1) IASB との協力関係の強化、(2) WG の構造及び運営のレビュー、(3) メンター・プログラムの導入を主要な成果として強調した。また、韓国が実施した WG サーベイの結果を受けて、WG の活動をより活発化させることを目的とする WG の改組について、韓国の提案が紹介された。

議論においては、AOSSG の見解を IASB により有効に伝達するために、個別の基準設定主体ごとに異なる見解（特に個別にコメント・レターを提出するためのリソースが不十分な基準設定主体の見解）をコメント・レターの中でどのように表現するかや、個別の基準設定主体の見解をより幅広く収集するための方策に関する意見交換が行われた。WG の改組については、WG の数、WG が担当するテーマの設定方法、WG リーダーの役割等について、さまざまな見解が示された。

#### (8) 概念フレームワーク

AOSSG の概念フレームワーク WG リーダーである日本 (ASBJ) の代表者より、概念フレームワークに関する IASB による再審議の状況に関する理解を共有するための説明が行われた。説明は、IASB が 2015 年 5 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」、本公開草案に対する AOSSG のコメント・レターの内容、及び IASB が再審議の過程で行った暫定合意の内容を、論点ごとに比較する形で示された。

議論においては、負債の定義に関する IASB の暫定合意について、既存の基準書との関係を含め IASB の意図が十分に明確でないため、結論の根拠等においてより明確に記述すべきという見解や、資本維持の概念について、財務業績や測定など他の概念との関

連も踏まえて検討すべきであるとの見解が示された。

### (9) 公正価値測定

IASB が開始を予定している IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューについて、AOSSG の公正価値測定 WG リーダーである中国の代表者がリードするかたちで議論が行われた。本セッションでは、ブレイク・アウト・セッションとして 3 つのグループに分かれて議論した後、各グループのリーダーが議論のサマリーを紹介した。

議論においては、公正価値測定のレベル分類、レベル別の開示要求事項、会計単位、生物資産等の非金融資産の公正価値測定、「最有効使用」の決定、適用コストなどに関連して、各法域における実務上の論点に関する認識の共有がなされた。また、ある法域の代表者より、作成者より投資家が公正価値測定に関する開示情報を使用しているのか、どのように使用しているのか、情報の有用性を確認したいとする見解が示されていることも紹介された。さらに、IASB の適用後レビューの作業に含まれる学術文献のレビューに関連して、十分な数の文献が揃うタイミングで実施すべきという見解も示された。

### (10) IFRS の適用状況（スリランカ、タイ、日本）

スリランカ、タイ、日本における IFRS の適用状況について、それぞれの国の代表者より近況報告がなされた。日本については、日本（ASBJ）の代表者から、IFRS の任意適用を促進するための公表物、IFRS 任意適用企業数の推移及び IFRS 任意適用企業の時価総額に関する状況、「日本再興戦略 2016」のうち会計基準の品質向上のための方針として掲げられた項目の内容、ASBJ が国際的な意見発信のために公表した、のれんの会計処理や純利益とその他の包括利益を巡る論点に関するリサーチ・ペーパーやディスカッション・ペーパー等について説明がなされた。

### (11) テクニカルサポートタスクフォースの運営（IFRS 第 9 号と IFRS 第 15 号）

IFRS 第 9 号「金融商品」、及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の韓国における適用上の論点について、韓国の代表者から説明がなされた。説明では、韓国が IFRS 第 9 号及び IFRS 第 15 号の適用上の論点に対処するために組成したテクニカルサポートタスクフォースの運営、及びこれまでに議論された個別論点に関する説明が行われた。また、IASB による教育文書の開発、新基準の適用上の論点に対処するための各国と IASB との連携、将来の AOSSG 年次総会において適用上の論点を共有するためのセッションを設けることなどが提案された。

議論においては、IASB 理事より、適用上の論点には、個別の事実と状況に基づく論点もあれば、幅広い取引に共通して生じる解釈上の問題もあるため、論点の性質に応じた対処方法を考慮する必要があるとの見解が示された。また、複数の法域の代表者より、各法域で議論されている IFRS 第 15 号の適用上の論点が紹介された。

## (12) イスラム金融機関の財務諸表の分析

AOSSG のイスラム金融 WG リーダーであるマレーシアの代表者より、31 の法域における 132 社のイスラム金融機関の財務諸表の分析結果の報告が行われた。報告では、分析対象としたイスラム金融機関における IFRS 適用の状況や、IFRS に基づく財務諸表を作成するにあたり、イスラム金融に特有な論点をどのように取り扱っているかに関する分析結果の説明がなされた。

## (13) 総括等

本会議の総括として、IASB の Hans Hoogervorst 議長より、本会議で広範囲の論点に関する建設的な議論ができたことに謝意が示された。加えて、AOSSG は経済的に活力のある成長市場の法域を包括する興味深いグループであり、今後も IASB と AOSSG が協働していくことが重要であるとの旨が示された。また、次期議長国である中国の代表者である Kai Di 氏より、次回の AOSSG 年次総会は中国で 2017 年 11 月又は 12 月に開催されることが予定されているとの発表があった。最後に、AOSSG の Jee In Jang 議長より、本会議で積極的で有意義な議論が行われたことに謝意が示された。また、今後も AOSSG における議論の活性化を図るために WG による活動の改善を含めた努力を行っていくことや、将来の AOSSG 会議において、IFRS の適用上の課題や、メンバーに共通した論点に関する共同プロジェクトの遂行などに関する議論を行うことが提案された。

以 上